

## 社会福祉法人白十字会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白十字会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第22条第1項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意養)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会に常勤勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、本会の給与規定に基づき給与の支給を受けているため支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。ただし、監事の監事監査及び理事会、評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導の報酬は、別表3に定める。また、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額（合計）
評議員	17,000円	199,000円	2,999,999円

別表2 非常勤役員等の報酬(監事監査含まず)

役 職	報酬日額(1人あたり)	年度総額（1人あたり）	年間総額（合計）
理 事	17,000円	210,000円	2,940,000円
監 事	17,000円	210,000円	840,000円

別表3 監事監査等の報酬

役 職	報酬日額(1人あたり)	年度総額（1人あたり）	年間総額（合計）
監 事	50,000円	699,000円	2,796,000円

但し、半日は報酬日額の半額とする。